

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例
第41号）（総合企画局国際化推進室）

国際親善交流の発展に寄与する事業の実施を目的に、基金の一部の処分を行うため、
次のとおり基金の金額を変更することにしました。

基金名	改正前	改正後
事業補助等国際親善交流基金	981,824,500円	781,824,500円

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第41号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表事業補助等国際親善交流基金の項中「981, 824, 500」を「781, 824, 500」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(総合企画局国際化推進室)